

島根県行政情報化推進指針（改訂版）

平成 29 年 4 月（平成 30 年 3 月一部改正）

島根県

目 次

I 指針の目的等	-1-
1 目的	
2 取組期間	
3 対象とする機関	
4 適用範囲	
5 指針策定の経緯	
II これまでの取組	-3-
1 ICTを活用した県民との情報共有の更なる推進	
2 ICTを活用した更にスピーディーで質の高い県民サービスの提供	
3 ICTを活用した業務改革の更なる推進	
III 新たな課題	-6-
1 行政サービスの一層の高度化・効率化と行政情報の提供拡大	
2 ICTの革新・進歩	
3 情報セキュリティの確保	
4 大規模災害や災害訓練からの教訓	
IV 基本的な取組の方向	-9-
1 ICTを活用した県民利便性の向上	
2 ICTを活用した行政運営の効率化	
3 情報セキュリティ対策・災害対策の徹底	
V 具体的な取組項目	-12-
1 ICTを活用した県民利便性の向上	
(1) 様々な情報伝達手段への対応	
(2) アクセシビリティの確保	
(3) 行政手続電子化の推進	
(4) オープンデータの活用・拡大	
(5) IoT、ビッグデータ、AIの活用	
(6) マイナンバー制度への対応、マイナンバーカードの活用	

- 2 ICTを活用した行政運営の効率化
 - (1) 調達プロセスの適正化
 - (2) 全体最適化アクションプランの策定
 - (3) 自治体クラウドの推進
 - (4) ワークスタイルの変革
- 3 情報セキュリティ対策・災害対策の徹底
 - (1) システム集約と対策の高度化
 - (2) 研修・訓練などの人的対策
 - (3) ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進
 - (4) 災害時の情報伝達の充実

VI ITガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・-19-

- 1 推進体制
- 2 職員のスキル向上
 - (1) 一般職員
 - (2) 所属長・セキュリティ担当者
 - (3) 業務主管課（システム管理者）
 - (4) 情報政策課職員
- 3 データ共有化

VII その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・-22-

- 1 新たな技術などの調査・研究
- 2 指針の改正

I 指針の目的等

1 目的

本県における情報通信技術（ICT¹）を用いた行政情報化は、政府のIT戦略や総務省の電子自治体推進の取組を踏まえ、これまで、「島根県電子県庁推進計画」（平成14年3月策定、最終改訂平成23年3月）をはじめとする情報化計画等を通じて、電子自治体の基盤整備とこれを活用した行政情報の県民との共有や業務改革、行政サービスのオンライン化、情報通信システムの効率化など必要な取組を進めてきた。

平成24年4月には、これらの計画を統合した「島根県行政情報化推進指針」（以下、「前指針」という。）を新たに定め、平成24年度から5年間を取組期間とし、基本的な取組の方向と具体的な取組項目を明示し、全庁的に展開してきた。

一方、地域情報化に向けては、平成24年3月に策定した「島根県地域情報化戦略（最終改訂平成29年3月）」を今般改訂し、「ICT利活用による住みやすさの向上」、「ICT利活用による地域経済の活性化」、「ICT利活用による行政サービスの向上」、「ICTの利活用促進に向けた教育と人材育成」を柱として、今後取組を進めることとしている。

このような背景の下、前指針の取組期間が満了することから、効率的で質の高い行政運営の実現や情報セキュリティ対策の視点から、ICTの革新や進歩などを踏まえ、今後求められる行政情報化の方策を計画的、総合的に推進するため、「島根県行政情報化推進指針」を改訂する。

2 取組期間

本指針の取組期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

3 対象とする機関

知事部局、企業局、病院局、県議会事務局、教育庁・教育機関、各委員会事務局、警察本部等を含むすべての県機関を対象とする。

4 適用範囲

情報通信システムとシステムを構成するネットワーク、機器等及び職員

¹ Information and Communication Technology の略。

5 指針策定の経緯

「島根県電子県庁推進計画」(平成14年3月)

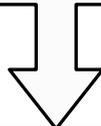
- 取組期間：平成14年4月～平成24年3月
- 3つの基本理念と県庁各課概要を掲載
 - ・県民との情報共有の推進
 - ・スピーディーで質の高い行政サービスの提供
 - ・業務改革の推進

「島根県行政手続オンライン化計画」(平成16年5月)

- 取組期間：平成16年5月～平成24年3月
- オンライン化済み手続のうち、利用促進を図る手続を選定し、利用率の目標を設定

「島根県情報通信システム全体最適化計画」(平成17年10月)

- 取組期間：平成18年4月～平成24年3月
- 全庁的な視点からシステムを捉え、機器や管理要員等の重複投資を排除し、費用対効果の改善を図る



「島根県行政情報化推進指針」(平成24年4月)

- 取組期間：平成24年4月～平成29年3月
- 3つの基本理念の発展的推進とそのために必要な体制づくりを図る
 - ・県民との情報共有の更なる推進
 - ・更にスピーディーで質の高い県民サービスの提供
 - ・業務改革の更なる推進
 - ・CIO²の役割の拡大

² Chief Information Officer (最高情報責任者) の略。

Ⅱ これまでの取組

前指針では、「ICTを活用した県民との情報共有の更なる推進」、「ICTを活用した更にスピーディーで質の高い県民サービスの提供」及び「ICTを活用した業務改革の更なる推進」の3つの基本的な取組の方向を示し、それぞれについて、以下のとおり取組を進めてきた。

1 ICTを活用した県民との情報共有の更なる推進

前指針に基づき、インターネットを活用した情報提供を更に推進するため、ツイッターやフェイスブックなどのいわゆるソーシャルメディアの活用について取組を進めた。この結果、観光分野や公共施設などのホームページでフェイスブックが順次活用されていったほか、「島根道路情報ツイッター」の運用が開始された。一方、特に広く普及した媒体であるスマートフォンへの対応を進めたが、「しまね防災情報」や「島根県道路カメラ情報」など、一部のサイトでの対応にとどまった。

また、全県域WAN³が、より柔軟にネットワークを構成することが可能となったため、観光部局で個別に回線を調達していた「しまねはじまりWi-Fi」⁴を全県域WANへ集約し、新たに無線LANスポットが7拠点追加された。

ホームページのアクセシビリティ⁵向上については、平成27年3月にアクセシビリティ診断試験を実施し、「島根県アクセシビリティ対応方針」で対象とした範囲において、JISXの基準⁶に適合した。

災害時の情報伝達については、携帯電話等へ配信する緊急速報メール⁷等の導入や、地上波デジタルテレビのデータ放送機能の活用、各地区災害対策本部への非常通信手段用の衛星携帯電話の配置、ラジオのインターネット配信、コミュニティFMとの災害協定、全県域WANの回線二重化、総合防災情報システムの情報をLアラート⁸に連係させる仕組

³ 地方機関を含めた島根県の機関同士及び県内市町村を結ぶネットワーク。

⁴ 主要な県立観光・集客施設に設置した無料の無線LANスポット。

⁵ 主に高齢者や障がい者など、身体に障がいや不自由のある利用者に配慮したページなどを提供し、アクセスした誰もが容易に情報を共有できる状態にあること。

⁶ 日本工業規格 JISX8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針―第3部：コンテンツ」。

⁷ 該当地域内の携帯電話等に防災情報等を一斉配信するもの。

⁸ 「災害情報共有システム」。安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報

みの構築などの取組が進んだ。

2 ICTを活用した更にスピーディーで質の高い県民サービスの提供

前指針に基づき、施設予約など電子化のメリットが大きい手続における電子申請の積極的な活用や、市町村の手続様式の共通化、添付書類等の簡素化の取組を進めた。また、県の行政手続における電子化の具体的な対象手続や推進方法は、「島根県行政手続オンライン利用促進アクションプラン」に定め、行政手続のオンライン利用を促進した。

その結果、恒常的な手続⁹における電子申請利用率は、平成23年度の4.6%から、平成27年度には8.7%まで上昇した。また、一時的な手続¹⁰については、同58.9%から80.8%まで上昇した。

県民向けサービスへのICT利活用、県民によるICT利活用事業への支援については、他自治体での参考事例や事業者によるパッケージシステムの提供状況等の情報収集、技術的な事柄について、情報政策課が担当部局のバックアップを行ったほか、「島根県地域情報化戦略」の策定により取組を進めた。

県と市町村とのシステムの共同利用については、「島根県電子調達共同利用システム」の平成23年3月末時点の共同利用が県と5市3町であったものが、平成29年3月末現在で県と7市6町まで拡大した。また、「しまね電子申請サービス」における県分の申請件数は、平成23年度の13,467件から平成27年度には27,981件まで上昇し、市町村分の申請件数は、同7,315件から30,505件まで上昇した。

3 ICTを活用した業務改革の更なる推進

全庁的視点から情報通信システム全体を見直し、その費用対効果の改善を図る取組を更に推進するため、具体的な目標と工程をまとめた「島根県情報通信システム全体最適化アクションプラン」を策定するとともに、情報通信システムの新規導入や更新時にその計画段階から情報政策課へ協議する開発協議制度の運用を徹底した。

この取組により、汎用機の廃止やオープン技術の採用のほか、S a a

が

迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。

⁹ 主な恒常的な手続き 自動車税減免申請（継続申請）、職員採用試験等

¹⁰ イベント参加募集、住民や職員を対象とするアンケート等。

S¹¹、県が整備した共通基盤¹²、IaaS¹³（データセンタ）の利用が進み、ハードウェア・ソフトウェア等の物品費やシステムの運用・保守費用等への重複投資排除、さらには、各所属における運用管理事務の軽減など一定の成果を上げた。また、調達における競争性の確保については、提案競技による調達が推進された。

災害等の有事におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）については、全ての重要情報システムで策定が完了し、その計画に沿った訓練も定期的に行われている。また、遠隔地バックアップシステムの運用が平成25年10月に開始され、平成29年3月末現在で17システムが利用中であるほか、共通基盤も別途遠隔地バックアップを実施している。

¹¹ Software as a Service の略。アプリケーション（業務プログラム）を提供者（プロバイダ）側のコンピュータで稼働させ、ユーザはその機能をネットワーク経由で利用する。ユーザ側としては、ハードウェアやソフトウェアを自前で調達して運用保守管理する必要がなくなり、利用した期間・量のサービス料のみ負担する。

¹² 分散したシステムが持つハードウェアを集中させ、高性能なハードウェア環境を共同利用することにより、全庁的なコスト削減と職員の労力低減を図ることを目的とした共同利用型サーバ環境。公開系基盤と内部系基盤がある。

¹³ Infrastructure as a Service の略。ユーザはネットワークを経由して、サーバ等のインフラを利用する。アプリケーション（業務プログラム）やOS、データベース等（プラットフォーム）は、ユーザで準備（開発）する。

Ⅲ 新たな課題

前指針に掲げられた3つの基本的な取組の方向は、その基本理念において根幹部分に変化はない。ただし、ICTの革新・進歩や、電子自治体に関わる新たな法律の制定、県内における情報通信システムの利用動向などの社会状況の変化に伴い、新たな課題も生じている。

1 行政サービスの一層の高度化・効率化と行政情報の提供拡大

平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえ、平成26年3月に総務省から「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」が公表され、自治体クラウド¹⁴の導入加速、住民利便性の向上、電子自治体推進のための体制整備に関する指針が示された。また、国においては、これまでの電子行政の取組を見直し、新たな電子行政の目指す方向性について、検討が進められている。

さらに、平成28年12月14日には「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、「原則ITによるデータ立国」に向け推進体制が整えられた。これにより、行政手続きに係るオンライン利用の原則化など官民データの活用の推進に関する基本的施策が示され、国と都道府県による推進計画策定が義務付けられた。

こうした国の動きの背景には、電子行政におけるトータルコストの削減やサービスの高度化・利便性の向上、国や地方自治体、民間事業者が保有する様々なデータの適正かつ効果的な活用、マイナンバーカードの普及及び活用といった様々な要請があり、本県においても全庁的な取組としてこれらに対応する必要がある。

2 ICTの革新・進歩

ICTは進展を続け、5年前と比べ情報通信機器等の小型化、大容量化、高機能化が更に進み、情報通信ネットワークも更に高速化している。その結果、あらゆるものがネットワークでつながるIoT¹⁵が進展するとともに、社会全体に流通するデータが急増してビッグデータ¹⁶として収集・

¹⁴ 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のこと。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図ることを目的としている。

¹⁵ Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

¹⁶ 従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大で複雑

蓄積されるようになった。また、A I¹⁷技術の進展により、ビッグデータとA Iを活用した新たなサービスが登場している。

これらの技術やサービス等について、行政課題の解決や県民サービスの向上などに有効なものを取り入れていく必要がある。

3 情報セキュリティの確保

国家的な社会基盤（インフラ）であるマイナンバー制度の施行を約半年後に控えた平成27年6月、日本年金機構における個人情報流出事案が公表された。これを受け、平成27年12月に総務大臣から全国の地方自治体に対し、情報セキュリティ対策の抜本的強化について要請¹⁸があり、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、徹底した情報セキュリティ対策の強化が地方自治体へ求められた。

このような状況を踏まえ、本県では平成28年度後半から、マイナンバー利用事務をインターネットリスクから分離する「ネットワーク3分割」や、県と市町村がそれぞれ持っているインターネット接続口を都道府県レベルで集約し、高度なセキュリティ対策を集中的に施す「しまねセキュリティクラウド」の構築などを実施し、セキュリティの確保に努めてきた。

平成29年7月から開始予定の地方自治体でのマイナンバーの情報連携を見据え、より高いセキュリティレベルを求め、これらの運用を徹底していく必要がある。

4 大規模災害や災害訓練からの教訓

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、大規模災害へ備えるための平時の情報提供や大規模災害発生後の情報提供において、ICTを活用した多様な手段での情報伝達が行われてきた。

近年においても、熊本地震や鳥取県中部地震など、大規模災害は多発しており、その際には公衆無線LANが有効であったなど、新たな教訓が得られている。その背景にはICTの急速な進展があり、今後も常に

なデータ群のこと。ICTの進展により、多量性、多種性、リアルタイム性等の特徴を伴った形でデータが生成・収集・蓄積等されることが可能・容易になってきており、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が期待されている。

¹⁷ Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。

¹⁸ 総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」。

最新の動向に応じた対策が必要である。

また、「島根県国土強靱化計画」¹⁹が平成 28 年 3 月に策定され、その計画に応じた対策が求められている。

さらに、災害訓練において、想定外の問題が発生した事例があることから、今後も引き続き訓練による情報伝達確認と、問題があった場合の対策が必要である。

¹⁹ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」第 13 条に基づき策定。

IV 基本的な取組の方向

前章で述べた新たな課題を踏まえ、本県における電子行政推進に向けた基本的な取組の方向を改めて整理すると、以下のとおりとなる。

1 ICTを活用した県民利便性の向上

本県では、インターネットを活用した情報発信などが積極的に行われているが、新たに普及した端末やサービスへの対応が十分とは言えない状況であり、引き続き対応が必要である。

また、「官民データ活用推進基本法」に基づき、都道府県官民データ活用推進計画を策定し、オープンデータ²⁰の推進やマイナンバーカードの普及・活用などについて具体的な取組を進めるほか、すでにオンライン化されている電子申請等システムについては、行政手続に係るオンライン利用の原則化を視野に、利用率の改善や電子申請サービスを利用できる手続数の更なる増加、施設予約サービスを利用できる施設数の増加に取り組む。

さらに、行政サービスの向上・社会課題解決に向けた、IoTやビッグデータ、AI技術の活用の可能性についても研究を進める。

2 ICTを活用した行政運営の効率化

これまでの全体最適化の取組を継続し、システムの新規導入、更新等の計画段階から情報政策課へ開発協議を行うことを徹底する。また、情報通信システムの形態について、まず、SaaSの採用可否について検討し、システムの保有からサービスの利用へ転換する取組を推進する。その際には、必要に応じて従来の業務処理手順等を見直すこととし、県独自の仕様に合わせたカスタマイズによる費用増加を極力抑制する。仮にSaaSが利用できない場合であっても、本県がこれまで整備してきた共通基盤による集約(PaaS²¹、IaaS)を検討し、ハードウェア・ソフトウェアや運用・保守費用への重複投資の排除、各所属における運用管理事務の軽減を推進する。

²⁰ 国や政府、地方自治体、公共機関などが保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報といった公共性の高いデータ（パブリックデータ）のうち、「機械判読に適したデータ形式」で、「二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」のこと。それにより、人手を多くかけずにデータの二次利用が可能となる。

²¹ Platform as a Service の略。ユーザはネットワークを経由して、OSやデータベース等のソフト環境とサーバ等のインフラを利用する。業務用のソフトウェアは、ユーザで準備（開発）する。

自治体クラウドの推進については、前述のとおり S a a S の利用を優先的に検討し、既に市町村との共同利用が始まっているものについては、更なる利用の拡大や参加する市町村の増加に向けて取り組む。

ワークスタイルの変革については、国や他の自治体の動向等を見ながら、施設面での対応や技術的な対応などについて、関係各課と研究等を進める。

3 情報セキュリティ対策・災害対策の徹底

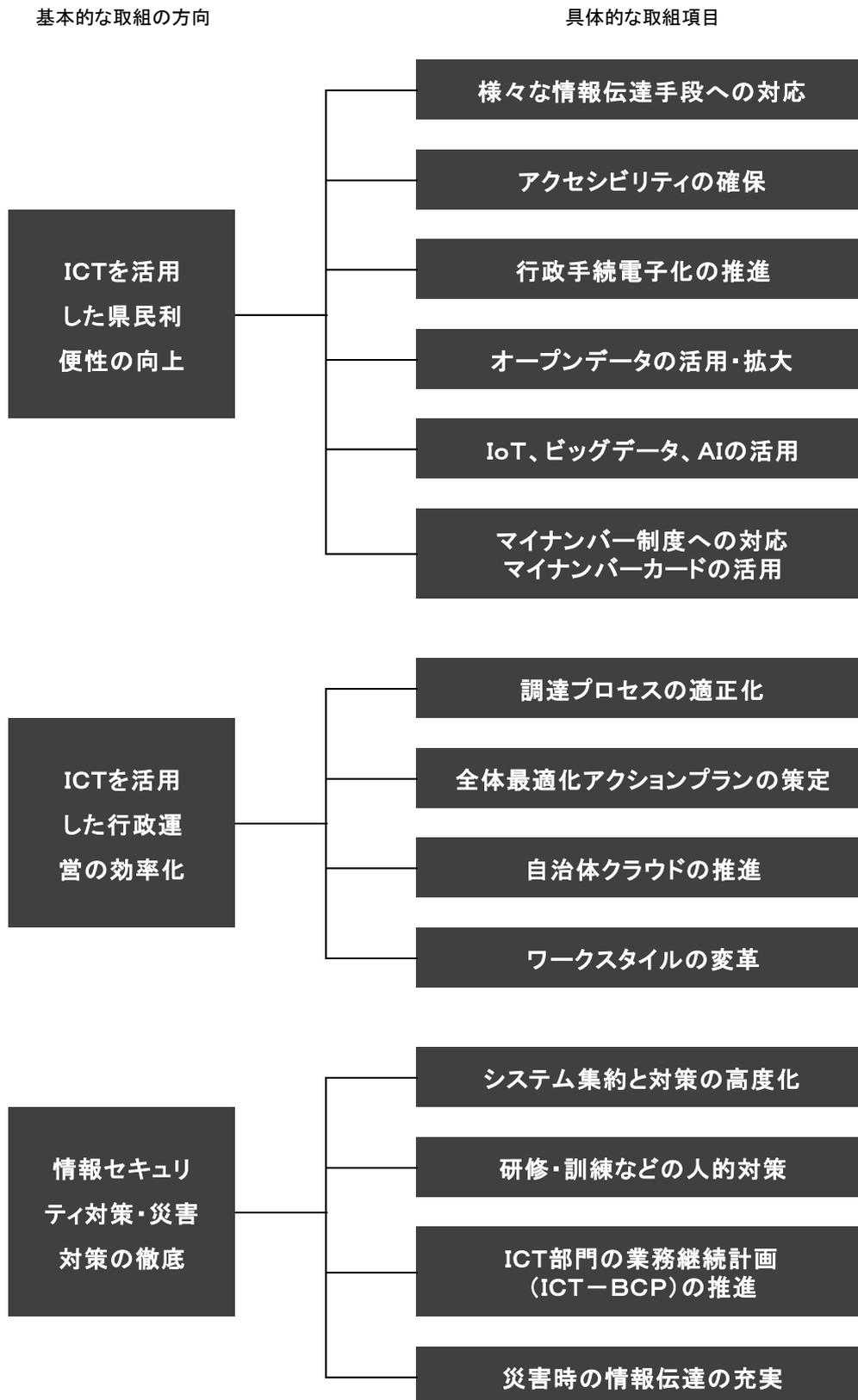
本県では、平成 19 年 4 月に「島根県情報セキュリティポリシー」を策定した後、情報セキュリティをめぐる状況を反映させて改定を行い、情報資産の適切な保護に努めてきた。今後も、情報資産のリスクを定量的に判断した上で、セキュリティの強化が職務効率性を過度に損なうことがないように配慮しながら、引き続き情報セキュリティ対策に取り組む必要がある。

主な対策としては、データセンタへ設置した共通基盤へのシステム集約などによる物理的対策、ウイルス対策システムなどによる技術的対策、職員への研修などによる人的対策などを実施し、特に、マイナンバーに関する取り扱いについては、制度に基づいた安全管理対策を徹底していく。

システムの導入・更新にあたっては、大規模な災害や感染症の流行などが発生した際における業務継続の観点から、システムの稼動確保について十分検討する。

災害時の情報伝達に関しては、通信の輻輳や回線の遮断に備えて、複数の通信手段を用意しておくことが極めて重要である。また、訓練による問題点の洗い出しも重要である。

指針の体系図



V 具体的な取組項目

1 ICTを活用した県民利便性の向上

(1) 様々な情報伝達手段への対応

本県では、インターネットを活用した情報提供において、パソコン向けや携帯電話向け以外に、スマートフォン向けのホームページも制作してきたが、十分とは言えない状況である。今後はスマートフォン向けのアプリによる県からの情報提供や、県民から県への情報提供が行えるようにするなど、携帯端末向けの情報伝達手段についても取組を進める。

また、公共施設や観光、交通などの特定のテーマに関する情報発信の手段として、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアの活用を進めてきた。今後も新たなソーシャルメディアなどが急速に普及する可能性も念頭に、引き続き、効果の見込まれるものについて取組を進める。

(2) アクセシビリティの確保

前述のように、県のホームページのうち、「島根県アクセシビリティ対応方針」で対象とした範囲においては、高齢者や障がい者を含め、誰もが利用しやすく、情報を探しやすいものになっていると診断された。今後もこのアクセシビリティを維持することとし、対象範囲以外のページについても順次対応を進める。

(3) 行政手続電子化の推進

電子申請等システムのうち、恒常的な手続については、引き続き添付書類等の簡素化、削減等に取り組む。また、一時的な手続も含め、情報政策課がシステム利用に関して、手続所管課の支援を行う。

施設予約サービスについては、一部の施設が個別に実施しているサービスの更改期に「しまね施設予約サービス」へ集約するよう働きかけ、サービス未導入の施設に対しては、導入に向けた取組を進める。

これらの具体的な内容は、「島根県行政手続オンライン利用促進アクションプラン」で定める。

(4) オープンデータの活用・拡大

県が保有する様々な公共データは、オープンデータとして公開・提供することにより、民間企業や研究機関等による活用や、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による地域課題の解決などが期待

されている。本県では、オープンデータカタログサイト²²を平成 29 年 3 月に運用開始し、公開可能なデータの公開・提供を実施したところであるが、今後は対象データを拡大し、更なる活用の推進に向けて取組を進める。

(5) I o T、ビッグデータ、A I の活用

「島根県道路カメラ情報」は I o T を活用したサービスの 1 つであり、県民に多く利用されているが、本県の行政機関等における I o T の普及はこれからである。農業、医療・介護、観光など、多くの分野での I o T 施策による地方創生を視野に、費用対効果も考慮しながら普及・活用を検討する。

また、ビッグデータについては、国の「地域経済分析システム (R E S A S)」など一部での活用が始まったところである。ビッグデータの収集・蓄積は今後も急速に拡大することが見込まれるが、それを行政サービスの向上や業務の効率化などに活用するには高度なデータ加工・分析能力が必要であり、その部分において A I の活用が有力視されている。これらについては、国が今後策定する基本計画²³や民間のサービスなどの進展を踏まえながら、活用の検討を進める。

(6) マイナンバー制度への対応、マイナンバーカードの活用

現在、マイナンバー制度における地方自治体でのマイナンバーの情報連携に向け、総合運用テストに取り組んでいる。このテストの中で顕在化した課題の把握、対応策の検討を行い、平成 29 年 7 月 (予定) から開始される本格運用において、適切な情報連携が確実にできるよう取組を進める。

マイナポータル²⁴については、子育てワンストップサービスの導入など、国や他自治体の動向を注視しながら利用を促進する。

また、マイナンバーカードについては、国においてマイキー部分

²² 一般的な紙のカタログ冊子では、対象の品物などを探しやすいように、あいうえお順で索引されているなど、様々な手法で探すことができるよう工夫されている。これと同様に、オープンデータについて、利用者が様々な手法で容易に、かつ横断的に検索できるようにしたサイト。

²³ 「官民データ活用推進基本法」により国が策定するもの。A I 関連技術や I o T 活用関連技術などの普及を図るために必要な措置を講じることとされている。

²⁴ 行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるもの。

²⁵（公的個人認証²⁶等）を活用した地域活性化策の検討が進められているが、県内の公共施設での利用を検討するなど、国や他自治体の検討状況や民間事業者の知見を踏まえながら、取組を促進する。

2 ICTを活用した行政運営の効率化

（1）調達プロセスの適正化

全庁的な視点から情報通信システムをとらえることにより、サーバや端末などの機器や管理要員などの重複投資を排除し、費用対効果を改善する取組（全体最適化）を継続する。

システムの新規導入、更新等を行う場合、ICTに対する投資によって得られる効果を最適化するため、予算要求の有無に関わらず、計画段階から情報政策課へ開発協議を行う。

システムの新規導入・更新計画の策定、調達実施、システム開発・更新、運用の各段階で、情報政策課と協議を行うことを次の段階に進むための必須条件とし、ITガバナンス²⁷の実効性を担保する。

システムの導入効果を高めるため、「情報通信システム管理要綱」（以下「要綱」という。）に基づく協議のほか、積極的に情報政策課に相談することとする。

開発協議の詳細については要綱に定めるが、システムの新規導入や更新に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 業務フローの棚卸し・分析を行い、標準化に向けた検討とカスタマイズの抑制を実施する。ユーザの多いシステムにおいては、ユーザの操作性についても配慮する。
- ② どのようなSaaSやシステムがあるのか、RFI²⁸や他県の状況調査を実施し、情報を収集する。
- ③ トータルコストの低減、事務の効率化の観点から、調達においては競争原理を働かせる。

²⁵ ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの。

²⁶ インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能を全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するもの。

²⁷ 組織がICTを導入・活用するに当たり、適切なICT導入・活用を実現するための仕組みをその組織の中に確立すること。

²⁸ Request For Informationの略。情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、発注先候補の業者に情報提供を依頼する文書。調達条件などを決定するために必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基にRFP(Request For Proposal、提案依頼書)を作成し、具体的な提案と発注先の選定に移る。

- ④ 導入目的と期待される効果について、評価指標を明確にし、PDCAサイクル²⁹管理を行う。
- ⑤ 調達時の仕様は可能な限り明確、具体的なものとし、調達後に安易に変更や追加を行わないなど、適切な管理を行う。
- ⑥ 調達から運用段階におけるプロジェクト管理については、「島根県情報通信システム調達標準」ほか各種標準により、適切な管理を行う。

(2) 全体最適化アクションプランの策定

これまでも、県の全体最適化の取組を推進してきたが、今後も、厳しい財政状況や限られた人員で、効果的で効率的な行政運営を図り、最大限の行政サービスを提供できるよう、この取組を継続する。

また、その取組を進めるにあたっては、情報セキュリティ水準の向上やマイナンバー利用事務の適正な運用、情報通信システム等の安定稼働などに特に留意する。

さらに、オープンデータの提供拡大のほか、ビッグデータの庁内での共有・活用などを視野に、庁内で保有する各種データなどの一層の共有・活用について検討を進める。

これらの具体的な目標と工程は、「島根県情報通信システム全体最適化アクションプラン」で定める。

(3) 自治体クラウドの推進

「島根県電子調達共同利用システム」や「しまね電子申請サービス・しまね施設予約サービス」などの市町村との共同利用システムが、民間のクラウドサービスを利用して既に運用されているほか、平成29年4月に「しまねセキュリティクラウド」の運用を開始した。

「島根県電子調達共同利用システム」については、共同利用する市町村の更なる増加に向けて取り組む。

また、市町村において業務の標準化などの取組を継続し、行政運営の効率化等が図られるよう、県としても自治体クラウド導入の取組を支援する。

(4) ワークスタイルの変革

業務効率化や生産性向上、職員のワークライフバランスに配慮した多様な働き方を実現するための取組として、各自治体において検討が進みつつあり、総務省では既に「オフィス改革」として取り組

²⁹ 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

んでいる。

本県においては、ICTを活用したワークスタイルの変革（例えば「サテライトオフィス」などの導入）に向けた研究を進める。既に一部運用されている「モバイルワーク」については、環境の充実を検討する。

また、「在宅勤務」については、国の動向や他自治体の状況を見据えつつ、関係課と共に方向性や仕組み等を研究する。

3 情報セキュリティ対策・災害対策の徹底

(1) システム集約と対策の高度化

データセンタへ設置した共通基盤へのシステム集約を引き続き進めるほか、共通基盤へ集約されていない大規模システムについては、データセンタの利用や機器等の冗長化³⁰構成など、必要な対策を徹底する。その他の重要な情報通信システム機器についても、必要に応じて大規模システムに準じ、物理的、技術的対策を実施する。

一方、行政機関に対するサイバー攻撃や、コンピュータウイルス、ランサムウェア³¹といった不正プログラムによる脅威に対しては、これまで、マルウェア³²対策、迷惑メール対策、インターネットリスクからの分離、二要素認証の導入など様々な対策を実施してきた。しかし、攻撃の方法は巧妙化し続けているため、対策の高度化を常に検討、実施していく必要がある。

また、IoTの普及に伴い、IoT機器を標的にした攻撃が急増してきているため、県が保有するIoT機器への対策を検討する。

さらに、セキュリティクラウドについては、市町村を含めた高度な監視体制を構築したところであるが、今後は平常時・インシデント発生時における運用体制など、各団体の役割を明確化し、円滑な運用を図る必要がある。これまで個別に実施してきたセキュリティ対策について、全体として必要な情報セキュリティ水準の確保のための検討を実施していく。

その他、遠隔地バックアップシステムの利用などによる、災害時等のデータ保全対策を促進する。

³⁰ システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備え、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるよう、予備の装置を平常時からバックアップとして配置し、運用しておくこと。

³¹ 端末のロックやファイルの暗号化をして身代金を要求するコンピュータウイルス。

³² 不正かつ有害に動作させる意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称。

また、マイナンバー利用事務等実施者は、マイナンバーを取り扱う区域の管理や機器等の盗難防止など、制度に対応した安全管理措置を徹底する。

(2) 研修・訓練などの人的対策

技術面での多層の対策を講じていても、個々の職員を狙ったサイバー攻撃への的確な対処など、最終的には職員一人ひとりの行動にかかっている。このため、全ての職員が守るべき情報セキュリティ対策の基本を徹底するとともに、実践的な研修や訓練などにより、職員のセキュリティ意識とコンプライアンス意識を絶えず向上させ、組織全体として情報セキュリティ水準と職員のリテラシーの向上を目指す。さらに、職員への注意喚起やセキュリティ情報の提供を適宜行うほか、研修の確実な受講を呼び掛ける。

また、個人情報など重要情報の漏えい事例では、委託業者等を通じて重要情報等が持ち出されるケースが少なくない。このため、引き続き重要情報等の適正管理を行うとともに、委託業者（再委託先を含む）が情報セキュリティに関して遵守すべき事項の契約書への明文化の徹底と、その実効性の確保に取り組む。

(3) ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進

有事の際に、県庁の非常時優先業務を実施・継続させるためには、その業務を支える情報通信システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠であることから、前指針に従い、ICT-BCPの策定など、必要な対策を講じてきた。今後は、定期的なICT-BCP訓練により問題点の有無を確認し、必要に応じて見直しを行うほか、県庁や近隣のデータセンタが原子力発電所の30km圏内にあることから、原子力災害時の対応について検討を進める。

また、市町村におけるICT-BCPの策定に向けて、必要な支援を行う。

(4) 災害時の情報伝達の充実

これまでの取組により、様々な情報伝達手段での情報提供が確立されたが、ソーシャルセンサ³³としての防災SNSの有効活用など、情報収集に課題が残るほか、新たに、防災拠点における公衆無線LANの整備が有効であると確認されている。このため、防災SNSの有効活用や、民間ポータルサイトを活用した情報伝達について引き続き検討を進めるほか、防災拠点への公衆無線LANの整備につ

³³ ツイッターなどのSNSにおいて、そのユーザが感知したことを文字情報等としてソーシャルメディア上に投稿する過程は、地震計や雨量計などの物理センサの構造と良く似ている。このため、そのユーザ自体をソーシャルセンサと位置づけるようになった。

いて、民間との連携も視野に入れつつ取組を進める。

また、定期的な災害訓練により、想定どおりの情報伝達が確実に実施できるか確認し、問題点が見つければ、適切な対応を検討し、その取組を進める。

2 職員のスキル向上

情報通信システムの全体最適化をはじめ、行政分野においてICTを有効かつ安全に利活用するためには、業務（行政事務）とシステムに対する経験やスキル、情報セキュリティに対する知識を有した人材が必要である。このため、平成27年3月に「島根県職員のICT人材育成の取組方針」を策定し、人材育成の取組を進めてきている。

各所属に求められる人材像や情報政策課が果たすべき役割は、次のとおりである。

（1）一般職員

多様な手段による行政情報の発信や、ICTの積極的な利活用を可能とするスキル、情報セキュリティに対する一般的な知識が必要である。職員自らが情報セキュリティに配慮しつつICTを利活用できるよう、情報政策課の職員が助言するとともに、必要な研修を3年に1回は受講できるよう情報政策課が支援する。

（2）所属長・セキュリティ担当者

所属長は所属の一般職員を総括し、セキュリティ担当者は所属の一般職員へセキュリティに対する助言や指導をする役割を担う。それぞれの観点からの知識が必要なため、必要な研修を情報政策課が年に1回以上実施する。

（3）業務主管課（システム管理者）

担当業務の分析と、分析の結果得た問題意識等に基づき、業務要件や仕様の明確化、仕様書の作成等が適切に行えるスキルが求められる。

必要に応じ、情報政策課の職員が助言、研修受講機会の提供等の支援を行う。

（4）情報政策課職員

現状の把握に基づき、システムの調達、開発、プロジェクト管理、共通基盤の整備・管理、システム評価などを的確に遂行できるよう、システム所管課や受注者等、関係先調整能力と、実行する推進力が必要である。

また、システム所管課やセキュリティ担当者などへ適切に助言するために、ICTや情報セキュリティに対する基本的な知識のほか、現場業務についての知識も必要である。

このことから、情報政策課はICTスキルに関する十分な研修を課内職員が受講できるようにするほか、各システムの運用実務や調達等を経験できるよう、事務の遂行体制を整える。

3 データ共有化

行政サービス等向上や業務効率化の観点から、庁内で保有・流通する様々なデータを集約し、共有化する体制を整える。その際、職員の負担が増加することがないように留意したものとする。

現在、県全体においては200を超えるシステムを利用している。開発協議や庁内のシステム調査を通じ、これらのシステムの一覧や、新規導入、更新等を行うシステムの計画一覧を情報政策課で作成し、その情報を庁内で共有することによって、更なる重複投資等の排除に取り組む。

VII その他

1 新たな技術などの調査・研究

新たな技術の登場や既存技術の改良、大幅なコストダウンなど、ICTの動向は急速に変化している。そうした変化が行政課題の解決に繋がることも少なくないため、それらについての最新の情報を収集しておくことが、今後の行政情報化に関する検討において重要である。

新たな技術やソフトウェア等の調査・研究のほか、民間企業等で普及が進んだシステム等の行政機関への活用、産官学が連携した取組について、調査及び研究を実施する。

2 指針の改正

ICTの革新・進歩に伴い、政府においては電子自治体に関連する戦略の策定や法律の制定を随時行い、各省庁においては関連する指針等の策定を行うなど、電子行政を取り巻く環境は急激に変化している。

本指針の取組期間は5年間としているが、それらの進展状況により、必要に応じて、改正を行うものとする。